

Re壁プロジェクト会員規約

制 定 平成28年3月16日

最終改正 平成28年11月18日

第1条（適用範囲）

本規約に定める条項は、一般社団法人日本壁装協会（以下、「本協会」という。）が運営するRe壁プロジェクトに関し、本協会及び同プロジェクトに登録する全てのRe壁プロジェクト会員（以下、「Re壁会員」という。）に適用される。

2 本協会は、本規約を随時改定することができる。

第2条（目的）

Re壁プロジェクトは、各種の調査、広報、広告宣伝活動等を通じて、一般消費者の間に潜在する壁紙張替え需要を喚起、促進し、もって一般消費者の住空間に対する満足度を向上させ、また、壁装業界の発展に寄与することを目的とする。

2 Re壁会員は、Re壁プロジェクトの趣旨に則り、壁紙に関する情報の提供、一般消費者からの問い合わせ及び施工希望に対する対応、壁紙の販売、壁紙の張替え施工等を行う。

第3条（会員資格）

Re壁会員は、次の①から③に該当する法人または個人で、本協会にRe壁会員として登録されたものをいう。

- ① Re壁会員A：本協会の正会員または準会員
- ② Re壁会員B：施工団体、インテリアデザイン団体に所属するもの
- ③ Re壁会員C：Re壁会員から推薦を受け、かつ本条第2項に定める条件を満たすもの

2 前項③のRe壁会員Cとして推薦を受けるためには、次の各号を全て満たしていなくてはならない。

- ① 推薦者であるRe壁会員と、直接の取引を継続的に行っていること
- ② 推薦者の代表者もしくはそれに準ずる者が、推薦を受ける法人の代表者、または推薦を受ける個人に対して、直接、Re壁プロジェクトの趣旨、概要、Re壁会員の登録条件等の説明を行い、推薦を受ける法人または個人の理解と同意を得ていること

第4条（会員登録）

Re壁会員として登録を希望するものは、本協会に対し、前条の会員資格の種類に応じて、本協会の指定する登録申請書を提出する。

- 2 本協会は、申請内容を審査し、登録が適当と認めるときは、これを承認する。
- 3 登録申請書の内容に変更が生じた場合、申請者は、本協会に対して速やかに通知し、変更手続きを行う。

第5条（Re壁WEBサイト、Re壁ロゴマークの使用等）

Re壁会員は、Re壁プロジェクトのWEBサイトの登録会員専用ページから、下記のものを利用することができる。

- ① 企業情報、カタログの登録等、各種コンテンツ登録フォームの利用
 - ② Re壁ロゴマーク、Re壁プロジェクトPRブック、Re壁シール、リンクバナー、ロゴ等の使用マニュアル等のダウンロード
- 2 Re壁会員は、本協会から通知された登録会員専用ページのID、パスワードを、他人に譲渡または使用させてはならない。
 - 3 Re壁会員は、第1項①の登録フォームの利用にあたり、正しい情報を登録しなければならない。また、情報、画像の登録をする場合は、他人の著作権、肖像権等を侵害しないよう十分に注意しなければならない。
 - 4 Re壁会員は、第1項②でダウンロードしたRe壁ロゴマーク等のツールの使用にあたり、使用マニュアルを遵守しなければならない。また、ダウンロードしたロゴマーク等を、第三者に譲渡または使用させてはならない。
 - 5 本協会は、Re壁プロジェクトのWEBサイト、その登録会員専用ページ、そこから利用できるコンテンツ及びRe壁ロゴマーク等の各種ツールとマニュアル類を、いつでも変更、改定、廃止することができる。
 - 6 Re壁会員が、各種コンテンツの登録またはRe壁ロゴマーク等の使用に関連して、第三者と紛争を生じた場合は、Re壁会員自身の責任と負担で解決する。また、関連して本協会に損害が生じた場合は、Re壁会員がその損害を負担する。

第6条（個別の取引についての責任）

Re壁プロジェクトの目的は、壁紙の張替え需要を喚起し、促進することにとどまり、同プロジェクトが誘因となって発生したRe壁会員と消費者との個別の取引は、各Re壁会員の責任において行う。

- 2 Re壁会員と消費者との取引に関して、本協会は何らの義務、責任を負わない。

第7条（遵守事項）

R e 壁会員は、次の各号を遵守する。

- ① R e 壁プロジェクトに触発された消費者からの問い合わせに誠実に対応し、消費者の要望に応じて、適正な見積もり、適切な材料の選択、信用ある施工会社の紹介等を行うこと
- ② 壁紙の張替え施工を請け負う場合は、自社による責任施工とすること
- ③ 本規約を遵守し、本協会からの改善要請があったときはそれに従うこと
- ④ 建築基準法その他関係諸法令を遵守し、法令に違反する恐れのある行為をしないこと
- ⑤ 本協会、壁装業界の信用を毀損する行為をしないこと

第8条（登録費用）

R e 壁会員は、本協会に対してR e 壁会員登録費用を以下のとおり支払う。

平成28年4月から平成30年3月まで 1万円/年度

- 2 登録費用は年度単位とし、入退会月による月割りでの計算はしない。ただし、毎年度10月1日以後に登録するものの初年度の登録費用については、前項に定める登録費用の2分の1（5千円/年度）とする。
- 3 一旦支払われた登録費用は、理由の如何にかかわらず、返却しない。

第9条（登録の更新）

R e 壁会員の登録は、本協会に対して、毎年2月末日までに書面による申し入れが無い限り、翌年度も自動的に更新される。

第10条（登録の抹消）

R e 壁会員は、本協会に対して、退会申請書を提出して、R e 壁会員登録を抹消することができる。

- 2 本協会は、R e 壁会員が以下の各号に該当する場合、当該R e 壁会員の登録を抹消することができる。
 - ① 死亡または法人の解散
 - ② 第3条に定める会員資格の喪失
 - ③ 登録費用を指定の期限までに支払わないとき
 - ④ 破産、民事再生手続等の開始
 - ⑤ 本協会に虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
 - ⑥ 本規約、各種法令に違反したとき
 - ⑦ 違法もしくは不当な行為によって本協会の信用を毀損したとき
 - ⑧ 暴力団等反社会的勢力に関与したと本協会が判断したとき
 - ⑨ その他R e 壁会員として不相当と本協会が判断したとき
- 3 登録の抹消が年度の途中であっても、支払い済みの登録費用は返却しない。

- 4 登録を抹消したR e壁会員は、直ちに、R e壁ロゴマーク等の会員専用ツールの使用を中止する。

第11条（免責）

- 本協会は、R e壁会員がR e壁プロジェクトに関連して行った行為により、R e壁会員自身または第三者に発生した損害について、一切の賠償責任を負わない。
- 2 本協会は、R e壁プロジェクトのWEBサイト（登録コンテンツ及びロゴマーク等のツール類を含む）の変更または廃止、本規約の変更、R e壁プロジェクトの中止または終了等により、R e壁会員に損害が生じたとしても、一切の賠償責任を負わない。

第12条（個人情報保護）

R e壁会員は、R e壁プロジェクトの利用に関連して知り得た個人情報の管理及び取扱いについて、本協会が別途定める個人情報保護規定にしたがって厳重に行う。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

- 第1条 本規約について疑義が生じた場合は、本協会R e壁プロジェクトWGで検討する。
- 第2条 本規約の改廃は、本協会理事会の議決による。
- 第3条 本規約は、平成28年3月16日から効力を生じる。
- 第4条 本規約の改正は、平成28年11月18日から施行する。